

令和2年度 社会福祉法人指導監査結果

加古川市は、令和2年度に所轄の社会福祉法人36法人（令和2年4月1日現在）のうち11法人の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、以下の点が見受けられました。講評も併せて記載していますので、今後の法人運営の参考としてください。

監査実施状況一覧

監査対象法人数	監査実施法人数	文書指摘法人数	文書指摘件数	(文書指摘内訳)
36 法人	11 法人	9 法人	18 件	法人運営 10 件 事業 0 件 管理 8 件

主な指摘事項及び講評

■法人運営

①【指摘事項】

- 評議員会の招集について、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定めず通知していた。

【講評】

⇒評議員会の招集については理事会の決議を経てから通知してください。

②【指摘事項】

- 評議員の選任について、定款に規定する「評議員選任・解任委員会」の決議により選任されていない者が見受けられた。

【講評】

⇒評議員の選任にあたっては、評議員選任・解任委員会を開催のうえ、決議により選任してください。

③【指摘事項】

- 評議員会の招集通知について、理事会の決議により評議員会の1週間前までに書面により通知が行われなければならないが、通知がされていなかったものが見受けられた。評議員会の招集については、評議員会の日の1週間前までに書面でその通知を行うこと。

【講評】

⇒評議員会の招集については、評議員会の日の1週間前までに書面でその通知を行うようにしてください。

④【指摘事項】

- 理事、監事及び評議員の選任手続きにおいて、欠格事由に該当しないことを確認する書類等を候補者から徴しておらず、確認できる他の資料もなかった。

【講評】

⇒理事、監事及び評議員の選任にあたっては、欠格事由に該当しないことを確認する書類を候補者から徴し、その妥当性を確認してください。

⑤【指摘事項】

●評議員会及び理事会の決議を省略した場合の議事録について、議事録の必要事項が記載されていないものが見受けられた。

【講評】

⇒議事録に必要事項を記載のうえ、作成してください。

⑥【指摘事項】

●全理事に支給された年間の報酬総額が、別途定める「役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程（以下、報酬規程という。）」に規定された額を超えていた。

【講評】

⇒報酬規程に基づき適正に支給してください。

⑦【指摘事項】

●評議員会を2回続けて欠席している評議員が見受けられた。

【講評】

⇒すべての評議員が出席できるよう評議員会の日程については、事前に調整するなど工夫してください。また、特定の評議員において、引き続き評議員会の出席が難しい場合、評議員の改選を検討してください。

⑧【指摘事項】

●評議員及び役員等の報酬について、定款においては「無報酬」、別途定める役員等報酬規程においても「当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする」と規定しているにもかかわらず、役員等報酬規程において、定額の費用弁償額の支給を定め、支給していた。

【講評】

⇒評議員会等の出席のための交通費は、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるとされています。定款及び規程の見直しを行ってください。

⑨【指摘事項】

●社会福祉法第45条の28第3項に規定する計算書類等は、備置き及び閲覧に係る規定上、理事会の承認を受けてから中14日間以上の間隔を確保した後、定時評議員会を開催しなければならないが、理事会及び定時評議員会を同日に開催していた。

【講評】

⇒理事会及び評議員会の開催については、法令の規定に基づき、適正な事務手続を経るようしてください。

⑩【指摘事項】

- 前回の指導監査において、経理規程どおり、会計責任者が拠点区分ごとに作成する月次試算表に、統括会計責任者及び理事長が確認した日付が記載されていないことを口頭により指摘したが、改善されていなかった。

【講評】

⇒経理規程に基づき、統括会計責任者及び理事長が確認したことが分かるように日付を記載してください。

⑪【指摘事項】

- 経理規程により、預貯金については、出納職員が毎月末日に取引金融機関の残高と帳簿残高を照合し、会計責任者へ報告することとされているが、会計責任者への報告の事実が確認できなかったことについて、前回の指導監査において口頭により指摘したが、改善されていなかった。

【講評】

⇒経理規程に基づき、出納職員は会計責任者へ報告し、確認した日付を記載するようにしてください。

⑫【指摘事項】

- 社債を保有しているが、経理規程に規定する資金運用規程を制定していなかった。

【講評】

⇒経理規程に基づき、資金運用規程を制定してください。

⑬【指摘事項】

- 経理規程により、エアコンの清掃業務及びパソコンのリース契約については、前者は2社以上から、後者は3社以上から見積書を徴取しなければならないが、前者は1社のみ、後者は2社による見積り合わせにより契約相手方を決定していた。

【講評】

⇒経理規程に基づき適正に事務手続をしてください。また、厚生労働省発出の「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日付社会・援護局福祉基盤課長ほか連名通知）」も併せて確認してください。

⑭【指摘事項】

- 経理規程において「会計責任者及び出納職員は理事長が任命する」と規定しているが、理事長が会計責任者となっていた。

【講評】

⇒複数の職員で書類を確認することが望ましいことから、会計責任者には理事長以外の者を選任してください。

⑮【指摘事項】

- 定款細則について、誤植、引用している社会福祉法や定款の条項誤りなど、条文に不備が散見された。

【講評】

⇒引用する法律及び定款の条項等を確認のうえ、整合性を図り、必要に応じて修正するとともに、定款細則は事業を運営するうえで重要な規程であり、適正に事務が行えるよう、細則全般を見直してください。